

静岡県交通基盤部都市局所管県単独街路整備事業事前評価実施要領

(趣 旨)

第1条 この実施要領は、静岡県交通基盤部所管県単独事業事前評価実施要綱第7条の規定に基づき、街路整備事業の効率的・効果的な執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする事業)

第2条 評価をする対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 社会資本整備総合交付金事業
- (2) 防災・安全社会資本整備交付金事業
- (3) 県単独街路整備事業

(評価項目)

第3条 評価項目は別紙1のとおりとする。

(事業採択)

第4条 新規実施箇所を選定に当たっては、別紙1に掲げる事業種別ごとに別表1の評価指標より、総合的に判定するものとする。

(実施箇所の公表)

第5条 新規採択した箇所の公表については、別紙2により交通基盤部ホームページにおいて行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成25年8月12日改正

評価項目

事業名	事業の効率性	路線の位置付け	事業の緊急性	事業の必要性	事業執行の環境	評価様式
社会資本整備総合交付金 防災・安全社会資本整備交付金事業 県単独街路整備	●費用対効果 費用便益比	●広域ネットワーク 高規格道路アクセス 広域ネットワーク形成 ●都市内ネットワーク 都市内ネットワーク形成 公共公益施設アクセス 産業支援・観光施設アクセス ●上位計画 マスタープラン 都市計画道路整備プログラム 渋滞対策プログラム 中心市街地活性化基本計画 ●都市機能 商業地域の活動中心 交通結節点との連携強化 歴史や景観資源がある	●緊急性 プロジェクト関連 他事業と同時施行	●交通円滑化 線形不良区間・ 狭隘区間の解消 鉄道との立体交差化 バス路線 ●防災機能 緊急輸送路・避難路 消防活動困難地域の 解消 ●安全な歩行空間 バリアフリー法特定経路 通学路	●時間管理概念 事業期間 用地補償 ●地元合意 地元の取り組み	別表 1

街路整備の事業評価表

別表1

評価項目	①事業の効率性		②路線の位置付け								③事業の緊急性		④事業の必要性						⑤事業執行の環境																																						
	費用対効果		広域ネットワーク		都市内ネットワーク		上位計画		都市機能		緊急性		交通の円滑化		防災機能		安全な歩行空間		時間管理概念			地元合意																																			
評価指標	費用便益比（B/C）		高規格道路のアクセス道路		広域ネットワークを形成する道路		都市内ネットワークを形成する道路		公共公益施設へのアクセス道路		産業支援道路・観光施設へのアクセス道路		マスタープランの中で位置付けられた路線（区域マス・都市マス）		都市計画道路整備プログラムに位置付けのある路線		渋滞対策プログラム・中心市街地活性化基本計画等に位置付けのある路線		商業地域の活動中心となる道路		交通結節点との連携強化に資する路線		歴史や景観資源のある道路		プロジェクト関連		他事業と同時施行		線形不良区間・狭隘区間の解消		鉄道との立体交差化		バス路線		緊急輸送路・避難路		消防活動困難地域の解消		交通バリアフリー法に基づく重点整備地区における特定経路		通学路		事業期間			用地補償			地元の取り組み								
																																																				短期	普通	容易	普通	優良	良
																																																				5年未満	5年以上7年未満	用地補償が不要または、全体の見通しが立っている	事業認可期間に合わせ計画的に用地補償が可能	地域住民との十分な合意形成が図られている	地域住民の概ねの合意が得られている
評価	AA	A	AA	A	AA	A	AA	A	AA	A	AA	A	A	A	AA	A	A	A	A	AA	A	AA	A	AA	A	AA	A	AA	A	AA	A	AA	A	AA	A	AA	A	AA	A																		

(対象事業)

社会資本整備総合交付金事業・防災・安全社会資本整備交付金事業・県単独街路整備事業

(評価方法)

1. "A"の数が多いものを優先とする。

街路整備の事業評価表(指標の解説)

評価項目		評価指標	AA	A
①事業の効率性	費用対効果	費用便益比(B/C)	1.5以上	1.0以上~1.5未満
②路線の位置付け	広域ネットワーク	高規格道路のアクセス道路	高規格道路のアクセス道路 または 広域ネットワークを形成する道路	—
		広域ネットワークを形成する道路		
	都市内ネットワーク	都市内ネットワークを形成する道路	—	都市内ネットワークを形成する道路 または 公共公益施設へのアクセス道路 並びに 産業支援道路・観光施設へのアクセス道路
		公共公益施設へのアクセス道路		
		産業支援道路・観光施設へのアクセス道路		
	上位計画	マスタープランの中で位置付けられた路線(区域マス・都市マス)	マスタープランの中で位置付けられた路線(区域マス・都市マス)	—
		都市計画道路整備プログラムに位置付けのある路線	—	都市計画道路整備プログラムに位置付けのある路線
		渋滞対策プログラム・中心市街地活性化基本計画に位置付けのある路線	渋滞対策プログラム・中心市街地活性化基本計画に位置付けのある路線	—
	都市機能	商業地域の活動中心となる道路	—	商業地域の活動中心となる道路
交通結節点との連携強化に資する路線		交通結節点との連携強化に資する路線	—	
歴史や景観資源のある道路		—	歴史や景観資源のある道路	
③事業の緊急性	緊急性	プロジェクト関連	—	プロジェクト関連
		他事業と同時施行	他事業と同時施行	—
④事業の必要性	交通円滑化	線形不良区間・狭隘区間の解消	—	基準に不適合
		鉄道との立体交差化	—	鉄道との立体交差化
		バス路線	—	バス路線
	防災機能	緊急輸送路・避難路	緊急輸送路・避難路	—
		消防活動困難地域の解消	—	消防活動困難地域の解消
安全な歩行空間	交通バリアフリー法に基づく重点整備地区における特定経路	—	交通バリアフリー法に基づく重点整備地区における特定経路	
	通学路	—	通学路	
⑤事業執行の環境	時間管理概念	事業期間	短期	普通
		用地補償	容易	普通
	地元合意	地元の取り組み	優良	良

(対象事業)
 社会資本整備総合交付金事業・防災・安全社会資本整備交付金事業・県単独
 (評価方法)
 1. "A"の数が多いものを優先とする。

公共事業新規実施予定箇所

事業名	路線名	市町名	字名等	事業概要	事業費(千円)

(※)箇所を選択すると別紙3により事業概要等が表示される